

野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第10条第2項第1号の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、野洲市地域公共交通運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、規約第4条第2項に定める会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから規約第4条第2項に定める会長が指名する。
 - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
 - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者
 - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県及び市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第6条の規定を準用する。この場合において、「交通会議の会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和7年2月3日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年5月20日から施行する。